

破天荒

教宣部

5030号

2017年
10月17日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



2017 秋闘 二次団交報告



先週の金曜は二回目の秋闘で、育児・介護休業と裁判員休暇を重点的に交渉しました。竹中システム社長は十月十日より竹中会長が兼務になったことも通知されました。

育児・介護休業

会社からの回答書に添付されていたのは、現行の育児・介護休業規則からの新旧対照表だけでした。

それを全文、削除項目と追加項目をのせた育児・介護休業規則に打ち直して交渉に臨みましたが、どうも改正のポイントからずれているように見受けられました。会社は制定以来、対象者がなかったたので実務は行っていない様子です。

育児休業が必要になった従業員、介護休業が必要になった従業員の身になって検証・交渉を進めていきます。

裁判員休暇

会社(会長)は「働かざる者食うべからず」という

『一商人としての意識を持つ』というタケツクスビジネスニュースを読んだ方も多いため、(読まずに捨てる方もおられますが、破天荒より読まれてる方は多いと思います) 指示待ち社員、やる気のなさ、漂う職場を嘆き、プラス思考に持って行くことというのが大まかな内容だと感じました。でも何が足りないのかま

(自分目線の)あるべき論に拘って「公用休暇で無休」とするという回答を続けています。

裁判員制度ができてから竹中グループで対象者が出たことは一件しかないと会社は主張しています。確かに私たちもできた頃の恐怖感も薄れていますが、もう一度概要を思い出する必要があります。

十一月ごろに「裁判員候補者名簿に登録された」とことが通知され、同時に「就職禁止事由や客観的な辞退

理由に入れた文章ではなかった。やる気は「なくす」ものではなく「起こす」ものです。

閉塞した職場

でした)

モノや道具を扱うにしても、経費節減を意識し、これぐらいは最低でも必要や

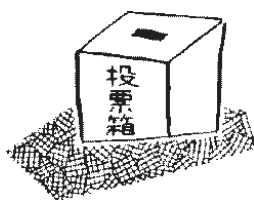
る?というもののしか購入依頼を(私は)しないのが、保留や見送りになることはよくあります。

労働条件にしても世間が優れているものもある、世間が切り捨てた時でも会社は労働条件を維持し続け

を有給扱いとすることで。せめて選任手続きの日だけでも有給になりませんか?

二〇一七年度組合役員

- 執行委員長 稲岡幸雄
- 副執行委員長 西村浩一郎
- 書記長 川北 幸輝
- 会計 川口 喜弘
- 執行委員 杉浦 陽一
- 会計監査 柳川瀬 忠
- 同右 松林 浩



ているという理由で、二十数年間、殆んど前進していません。

お金もモノも大切に大事に扱わなければなりません、上手に人・モノ・カネを回せた人は松下幸之助さんぐらいじゃないかな?

うちの会社はモノを大切にせず電子部品や製品まで十年以上死に在庫してあるものが沢山ありませんか?